

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 10 日

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会会長 様
一般社団法人 愛媛県建設業協会建築部会長 様
一般社団法人 愛媛県中小建築業協会会長 様

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課主幹

平成 30 年度地震被災建築物応急危険度判定講習会の案内について

このことについて、愛媛県建築士会より別添のとおり標記講習会の案内がありましたので、貴会員への周知のご協力をお願いいたします。

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課建築指導課係
担当：青木、片岡
TEL：089-912-2757

平成 30 年度愛媛県主催



CPD3 単位

(受託団体 (公社) 愛媛県建築士会)

「地震被災建築物の応急危険度判定」講習会

地震による被災建築物の応急危険度判定作業を行う判定士登録のための講習会を開催します。南海トラフ地震の発生が危惧される愛媛県では、判定士が不足しており、技術者である皆様の協力が必要です。是非、当講習会の受講をお願いします。

なお、すでに応急危険度判定士として登録されている方は、再受講する必要はありませんが、判定基準の再認識や近年の関係情報を得ること、又 CPD の単位取得等ができますので、受講されることをお勧めいたします。(再受講の方は、テキスト「被災建築物応急危険度判定マニュアル (緑色の冊子)」をご持参ください)

開催日時 平成 30 年 7 月 19 日(木)

13:00~16:00(受付 12:30~)

講習会場 愛媛県武道館 大会議室

(松山市市坪西町 551)

申込締切 7 月 10 日(火)必着

受講料 無料 (定員 100 名)

受講対象者を、
施工管理技士も
対象に拡大した
けん。



<対象者>

愛媛県内在住または在勤の

- ▶ 建築士 (一級・二級・木造)
- ▶ 1 級建築施工管理技士
- ▶ 2 級建築施工管理技士 (種別で躯体・仕上げを除く)
- ▶ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務経験 3 年以上 (設計、工事監理、工事指導監督、施工管理、確認審査業務等) ※実務経験証明用紙は建築士会 HP より印刷してください。

<テキスト>

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

※ 新規受講者のみに配布いたします

<講師>

愛媛県担当者

愛媛県建築士会教育事業委員会副委員長



平成 28 年 4 月 熊本地震



【申込方法】

新規受講者の方は受講申込書と※愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書を下記住所へ郵送又は持参にてお申し込みください。7 月 19 日受講終了後に応急危険度判定士登録証をお渡しいたします。

(※応急危険度判定士認定申請書の添付書類(3)受講修了証の写しは建築士会で用意しますので、その他の(1)(2)(4)の書類を添付して申請してください。)

既に判定士の方は受講申込書と応急危険度判定士登録証をファックスしてください。


地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書 平成 年 月 日

【申込先】(公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士 (□一級 □二級 □木造) <input type="checkbox"/> 1 級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2 級建築施工管理技士 (躯体、仕上げ除く) <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員 (建築に関する実務 3 年以上)	
現住所	〒	— (電話)
CPD番号		

※ 以下の項目について、該当する番号に○を付けてください。

応急危険度判定士認定 (新規)申請書の提出に ついて	1. 申請する 2. 既に判定士である。 ※1 に○をした方は 応急危険度判定士認定士認定申請書、添付書類を一緒に提出してください。 ※2 に○をした方は、 当日テキストを忘れずご持参下さい。
----------------------------------	--

	お申込みありがとうございます。 番で受け付けました。当日、返信されたFAXを会場にご持参ください。 ※FAXにて受付番号をお知らせしますので、返信先のFAX番号を ご記入下さい。FAX番号 ()
---	---

[愛媛県からのお知らせ]

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の登録の更新・再登録について

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新・再登録の手続きをお願いします。

県では、判定士の方々の更新・再登録にかかる負担を軽減し、多くの判定士の方々に登録を更新・再登録していただくため、一度登録された方に対しては、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新・再登録を可能といたしましたので、今回の講習の受講は更新・再登録の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【申込先】〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係
TEL 089-912-2757

愛媛県公式ホームページ>被災建築物応急危険度判定について <http://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>
(参考) 全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq>

様式第1号（第3関係）愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定（更新）申請書

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定				新規 更新	申請書	
				年	月	日
愛媛県知事様				申請者 郵便番号（ - ）		
				住所		
				フリガナ		
				氏名 印		
				自宅TEL		
				携帯番号		
				F A X		
愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士としての認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。						
生年月日	昭・平	年	月	日	性別	男・女
血液型	血液型 (RH +・-)		※更新者のみ記入してください。			
	A・B・AB・O		現在の判定士登録番号 第	号	登録年月日	年 月 日
建築士の免許	一級・二級・木造	登録番号	大臣・()	知事	第	号
建築施工管理技士	一級	・	二級	(躯体、仕上げ除く)		番号 第 号
右欄に該当する場合は、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください→ <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員で実務経験による申請						
勤務先名	名称					
	住所 〒					
	電話			F A X		
所属団体名						
注意1 写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。 2 所属団体欄は、建築士会〇〇支部、事務所協会等建築士に関係する団体に加入している場合に記入してください。					写真 縦 3.5cm×横 2.5cm 6か月以内撮影 無帽、正面、上半身、無背景	
添付書類 (1) 建築士の免許証の写し、建築施工管理技士合格証明書の写し(二級の種別で躯体、仕上げを除く)又は実務経験証明書(地方公共団体の職員に限る。) (2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類(住民票、運転免許証の写し、身分証明証の写し等) (3) 地震被災建築物応急危険度判定講習の受講修了証の写し (4) 写真2枚(当該申請書1通貼付、他写真のみ1枚)					(のりづけ)	
※ なお、更新の場合は、現在の判定士登録証を代わりに添付することにより、(1)から(3)に掲げる書類の添付を省略できます。						
※受付欄			※認定欄			
			認定年月日	平成	年	月 日
			認定番号	第		号

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 注2 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。
 注3 ※印欄は、記入しないでください。

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士実務経験証明書

平成 年 月 日

愛媛県知事様

証明者

職名

フリガナ
氏名

印

下記の者は、建築に関する実務（建築士法施行規則第10条に規定する実務に準じる。）を3年以上経験し、建築士と同等の知識及び技能を有することを証明します。

被証明者氏名			生年月日	年 月 日
勤務先・所属	所在地	主な経験の内容	期 間	
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
			年 月から 年 月まで	年 ヶ月
合計経験年数			年 ヶ月	

※1. 上から順に最近のものから記入してください。

2. 所在地については、〇〇県〇〇市、〇〇町程度で結構です。

3. 合計の経験年数が3年以上となった時点で、以降の実務経験は記入する必要はありません。